力熊本県公報

号外 第 25 号 平成 18 年 4 月 28 日 (金) (毎週 月・水・金発行)

目 次

登 載 依 頼

〇風俗営業等法令事務取扱規則の一部を改正する規則……(警察本部・生活環境課) 1

登載依頼

熊本県公安委員会規則第 11 号

風俗営業等法令事務取扱規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 18 年 4 月 28 日

熊本県公安委員会委員長 松村 敏人

風俗営業等法令事務取扱規則の一部を改正する規則

風俗営業等法令事務取扱規則(平成13年熊本県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第2条中「第11条」を「第12条」に改める。

第3条中「第14条第1項」を「第17条第1項」に改める。

第4条中「第19条」を「第23条」に、「及び」を「又は」に改める。

第5条中「第20条の5」を「第28条」に改める。

第6条の次に次の1条を加える。

(管理者講習に係る書面の提出)

第6条の2 規則第39条第2項の規定による書面の提出は、当該管理者に係る所轄警察署 長を経由して行うものとする。

第7条第1項中「第8条」の次に「、第10条の2第6項」を加え、「第31条の5」を「第31条の5第1項」に、「第31条の15」を「第31条の15第1項、同条第2項」に改め、同条第3項中第8号を削り、第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、同項第5号中「及び」を「、法第31条の5第1項の規定による無店舗型性風俗特殊営業」に改め、「店舗型電話異性紹介営業」の次に「、法第31条の20の規定による無店舗型電話異性紹介営業及び法第35条の4の規定による接客業務受託営業」を加え、同号を同項第6号とし、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 法第10条の2第6項の規定による認定の取消しにあっては、認定取消処分通知書 (別記様式第10号の2)

第7条第3項第9号中「別記様式第17号の2」を「別記様式第17号」に改め、同項中第13号を第14号とし、第10号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 法第 31 条の 10 の規定による映像送信型性風俗特殊営業を営む者に対する命令にあっては、年少者利用防止措置命令書(別記様式第 17 号の 2) 第 7 条の次に次の 1 条を加える。

(少年指導委員の身分証明書)

- 第7条の2 公安委員会は、法第38条第1項の規定により少年指導委員を委嘱したときは、 少年指導委員証(別記様式第20号の2)を交付するものとする。
- 2 少年指導委員は、その活動を行うに当たっては、前項の少年指導委員証を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

第10条第2項第2号中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改め、同条第5項中「正副2通」を「1通」に改める。

別記様式第2号中

この処分に不服のあるときは、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第4 1項の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日 に熊本県公安委員会(事務取扱 熊本県警察本部生活環境課)に対し異議申し立て ることができます。 Γ

教 示 事 項

条第 以内 をす

- 1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に、熊本県公安委員会(熊本県警察本部生活環境課経由)に対して異議申立てをすることができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、 熊本県を被告として(訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となりま す。)提起することができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの 訴えを提起することができなくなります。)。ただし、処分の通知を受けた日の翌日 から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その 異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しな ければならないこととされています。

改め、別記様式第3号の2、別記様式第4号の2、別記様式第4号の4、別記様式第5号の2

及び別記様式第6号中

この処分について不服があるときは、行政不服審査法(昭和37年法律第4条の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起日以内に熊本県公安委員会(事務取扱 熊本県警察本部生活環境課)に対してができます。

教 示 事 項

- 1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算し 以内に、熊本県公安委員会(熊本県警察本部生活環境課経由)に対して異議申 することができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以 っても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすること なくなります。)。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月 熊本県を被告として(訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会と す。)提起することができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取 訴えを提起することができなくなります。)。ただし、処分の通知を受けた日の ら起算して60日以内に異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、 議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起 ればならないこととされています。

第 160 号) 算して 60 不服申し立

を

て60日 立てを 内であ

ができ

に改める。

以なし消翌そしれのようのか異け

別記様式第 10 号を次のように改める。 別記様式第 10 号

熊本県公安委員会達第

묽

許可取消処分通知書

住所

氏名又は名称

殿

年 月 日付け熊公 () 第 号で許可した については、下記の理由により取り消し たので通知する。

記

理由

年 月 日

熊本県公安委員会 印

教 示 事 項

この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。)提起することができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

別記様式第 10 号の次に次の 1 様式を加える。 別記様式第 10 号の 2

熊本県公安委員会達第

묽

認定取消処分通知書

住所

氏名又は名称

殿

年 月 日付け第 号で認定した特例風俗営業者の認定については、下記の理由により取り消したので通知する。

記

理由

年 月 日

熊本県公安委員会 印

教 示 事 項

この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。)提起することができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

別記様式第11号から別記様式第16号までを次のように改める。 別記様式第11号

熊本県公安委員会達第

号

指 示 書

住所

氏名又は名称

殿

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 条 第 項第 号 の規定により、下記のとおり指示する。

記

- 指示事項 1
- 理由
- 3 履行期限

年 月 \exists

熊本県公安委員会

印

教 示 事 項

- 1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以 内に、熊本県公安委員会(熊本県警察本部生活環境課経由)に対して異議申立てをするこ とができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内であっても、 処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなりま す。)。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊 本県を被告として(訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。) 提起することができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内で あっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起する ことができなくなります。)。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以 内に異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の 送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされてい ます。

別記様式第12号

熊本県公安委員会達第

号

営業停止命令書

住所

氏名又は名称

殿

年 月 日付け熊公()第 下記のとおりその営業の停止を命ずる。 号で許可した については、

記

1 停止の期間

年 月 日から

日間

年 月 日まで

2 理由

年 月 日

熊本県公安委員会 印

教 示 事 項

この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。)提起することができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

については、

別記様式第13号

熊本県公安委員会達第

号

営業停止命令書

住所

氏名又は名称

殿

年 月 日付け熊公()第 号で許可した 下記のとおりその営業の停止を命ずる。

なお、食品衛生法第52条第1項に係る飲食店営業についても、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第26条第2項の規定により同期間その営業の停止を命ずる。

記

日間

1 停止の期間

年 月 日から

年 月 日まで

2 理由

年 月 日

熊本県公安委員会 印

教 示 事 項

この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。)提起することができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

別記様式第14号

熊本県公安委員会達第

号

営業停止命令書

住所

氏名又は名称

殿

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第 項第) については、下記のとおりその営業の停止を命ずる。

号の

1 停止の期間

年 月 日から

日間

年 月 日まで

理由 2

> 年 月 日

熊本県公安委員会 印

教 示 事 項

この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本 県を被告として(訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。)提起 することができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であって も、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することがで きなくなります。)。

別記様式第 15 号

熊本県公安委員会達第

号

営業廃止命令書

住所

氏名又は名称

殿

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第)については、下記の理由によりその営業の廃止を命ずる。

号の

記

理由

年 月 日

熊本県公安委員会

印

教 示 事 項

この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本 県を被告として(訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。)提起 することができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であって も、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することがで きなくなります。)。

別記様式第16号

熊本県公安委員会達第

号

営業停止命令書

住所

氏名又は名称

殿

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項第 号の営業 ()については、下記のとおりその営業の停止を命ずる。 なお、 第 条第 項に係る についても、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第30条第3項の規定により同期間その営業の停止を命ずる。

記

1 停止の期間

年 月 日から

日間

年 月 日まで

2 理由

年 月 日

熊本県公安委員会即

教 示 事 項

この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。)提起することができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

別記様式第 17 号を削り、別記様式第 17 号の 2 を別記様式第 17 号とし、同様式の次に次の 1 様式を加える。 別記様式第 17 号の 2

熊本県公安委員会達第

号

年少者利用防止措置命令書

住所

氏名又は名称

殿

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の10の規定により、下記のとおり措置を命ずる。

記

- 1 措置事項
- 2 理由
- 3 履行期限

年 月 日

熊本県公安委員会即

教 示 事 項

- 1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に、熊本県公安委員会(熊本県警察本部生活環境課経由)に対して異議申立てをすることができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。) 提起することができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

別記様式第 18 号から別記様式第 19 号の 3 までを次のように改める。 別記様式第 18 号

熊本県公安委員会達第

号

営業停止命令書

住所

氏名又は名称

殿

食品衛生法第52条第1項に係る飲食店営業(第号)については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第34条第2項の規定により、下記のとおりその営業の停止を命ずる。

記

1 停止の期間

年 月 日から

日間

年 月 日まで

2 理由

年 月 日

熊本県公安委員会 印

教 示 事 項

この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。)提起することができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

別記様式第19号

熊本県公安委員会達第

号

営業停止命令書

住所

氏名又は名称

殿

興行場法第2条第1項に係る興行場営業(第号)については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第35条の規定により、下記のとおりその営業の停止を命ずる。

記

1 停止の期間

年 月 日から

日間

年 月 日まで

2 理由

年 月 日

熊本県公安委員会印

教 示 事 項

この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。)提起することができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

別記様式第19号の2

熊本県公安委員会達第

号

営業停止命令書

住所

氏名又は名称

殿

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第35条の2の営業(特定性風俗物品販売等営業)については、下記のとおりその営業(同法第2条第6項第5号の政令で定める物品を販売し、又は貸し付ける部分に限る。)の停止を命ずる。

記

1 停止の期間

年 月 日から

日間

年 月 日まで

2 理由

年 月 日

熊本県公安委員会 印

教 示 事 項

この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。)提起することができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

別記様式第19号の3

熊本県公安委員会達第

号

広告物等措置命令書

住所

氏名又は名称

殿

熊本県少年保護育成条例第12条の10第1項の規定により、下記のとおり措置を命

記

- 1 措置事項
- 理由 2
- 3 履行期限

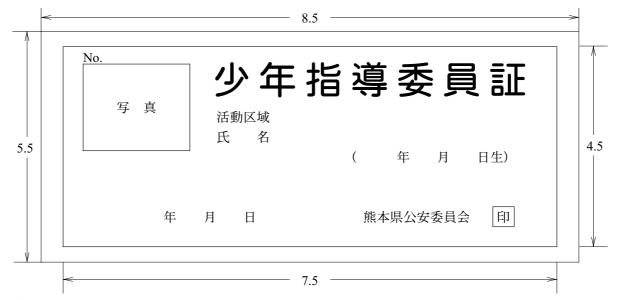
年 月 日

> 熊本県公安委員会 印

教 示 事 項

- 1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以 内に、熊本県公安委員会(熊本県警察本部生活環境課経由)に対して異議申立てをするこ とができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内であっても、 処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなりま す。)。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊 本県を被告として(訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。) 提起することができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内で あっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起する ことができなくなります。)。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以 内に異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の 送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされてい ます。

別記様式第 20 号の次に次の 1 様式を加える。 別記様式第 20 号の 2



備考

- 色彩は、縁を淡緑色、文字を黒色、地を白色とすること。 図示の長さの単位は、センチメートルとすること。 2
- この規則は、平成18年5月1日から施行する。